

国立大学法人東京学芸大学旅費請求及び出張報告に係る取扱いの一部改正について

改正理由：出張報告の方法に係る見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(出張報告書)</p> <p>第4条 細則第16条に定める出張の報告は、出張報告書(別紙様式4号)により行うものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(出張報告書)</p> <p>第4条 細則第16条に定める出張の報告は、出張報告書(別紙様式4号)により行うものとする。<u>ただし、当該旅行が旅行命令どおりの出張であり、添付書類等によりその用務が明らかであると旅行命令権者が認めた場合は、細則第6条に定める旅行命令伺の出張報告欄による報告に代えることができる。</u></p> <p>[省略]</p>